

## 養育費確保支援事業の実施について

子どもの養育費に係る重要性を周知し、養育費の取り決めの債務名義化を促進するとともに、継続した履行の確保を支援することにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とし、補助金を支給する。

### 1 対象者

区内在住のひとり親等(離婚を考える父母、ひとり親家庭の父または母)

### 2 実施内容

#### (1)養育費に係る相談

ひとり親家庭相談において、離婚後における受給可能な手当や生活支援の情報を提供するとともに、子どもの生活を保障するための養育費を取り決めることの重要性を伝え、個々の状況に応じた養育費の取り決めに関する手続き方法を提案する。併せて、下記(2)の経費補助の制度を紹介する。

#### (2)公正証書等による債務名義の作成に係る経費補助

○対象者：区内在住の18歳未満の児童を養育しているひとり親等

○要件：

- ①養育費の取り決めの対象となる子を現に養育している
- ②養育費の取り決めに係る公正証書(強制執行認諾約款の記載があるもの)、調停調書等の債務名義を有している
- ③養育費の取り決めに係る経費を負担している
- ④過去に養育費の取り決めに係る同内容の文書で補助を受けていない

○対象経費：公証人手数料令に定められた公証人手数料、養育費取り決めに係る家庭裁判所の調停申立て及び裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代

○補助上限：20,000円/1件

○申請期限：公正証書等の文書作成日から6か月以内

○提出添付書類：

- ①戸籍謄本又は抄本(申請者本人と子が記載されているもの)
- ②世帯全員の住民票(写)
- ③経費の領収書
- ④養育費の取り決めを交わした文書(確定判決、強制執行認諾約款付公正証書、調停調書等債務名義化した文書に限る)

### 3 実施方法

ひとり親家庭相談において、母子・父子自立支援員が当事業について相談・対応を行うとともに、区HPや児童扶養手当の現況届にちらしを同封するなどして広報する。

### 4 今後のスケジュール

令和4年8月 事業開始